

東北学院大学自然災害被災学生緊急給付奨学金 募集要項

1. 対象

自然災害で被災し、次のいずれかに該当し経済的困窮により修学困難な状態にある本学学部学生、大学院生

※「自然災害」とは、地震、津波、豪雨、暴風、噴火その他の自然現象又はその自然現象に伴う火事、爆発等の事故のことをいう。

- (1) 家計支持者が死亡又は行方不明の者
- (2) 学生又は家計支持者が居住する家屋が全壊、大規模半壊、流失又はそれと同程度の被害にあった者
- (3) 学生又は家計支持者が居住する家屋が半壊、床上浸水又はそれと同程度の被害にあった者
- (4) 学生又は家計支持者が居住する家屋が一部損壊、床下浸水又はそれと同程度の被害にあった者

2. 給付額

上記(1)に該当する者	自然災害発生日が属する学期に納入すべき授業料に相当する額
上記(2)に該当する者	100,000円
上記(3)に該当する者	50,000円
上記(4)に該当する者	30,000円

3. 申請期限

自然災害発生日の属する年度末まで(ただし、卒業・修了年度は1月末日まで)

※申請期限直前に発生した災害の場合は、個別に定めて対応する予定ですので「担当窓口」までご確認ください。

4. 申請書類

- ① 東北学院大学自然災害被災学生緊急給付奨学金 申請書
 - ② 東北学院大学自然災害被災学生緊急給付奨学金 口座届
 - ③ 家計支持者(父と母双方、父母がいない場合はこれに代わって家計を支えている者)の収入に関する証明書
※給与所得の場合は源泉徴収票、給与所得以外の場合は確定申告書(控)、無収入の場合は所得証明書または所得金額が記載された(非)課税証明書(いずれも直近のもの)
 - ④ 除籍謄本、住民票除票(上記(1)に該当する場合)
 - ⑤ 被災証明書(上記(2),(3),(4)に該当する場合)
※被災証明書で学生又は家計支持者の居住が確認できない場合(世帯主が祖父母名義になっていて入居者の記載がない等)、当該人物が被災住居に居住していたことを証明する住民票を添付する。
 - ⑥ その他(必要に応じて指定)
- ※一度提出された書類は返却できません。③~⑤はコピー提出可能です。

5. 申請方法

「4. 申請書類」を準備し、下記の「担当窓口」に「3. 申請期限」までに提出する。

6. 採否の通知及び給付時期

本奨学金の申請の採否は、東北学院大学奨学会運営委員会の議を経て学長が決定し、申請学生宛に郵送します。

申請後約1ヶ月程度で採否の通知をします。また、採用の場合は通知から3週間程度で入金されます。

担当窓口

【文・経済・経営・法学部、文学・経済学・経営学・法学研究科】

土樋キャンパス 学生課厚生係(8号館2階) TEL: 022-264-6472

【工・教養・地域総合・情報・人間科・国際学部、工学・人間情報学研究科】

五橋キャンパス 学生課厚生係(講義棟2階) TEL: 022-354-8221